令和5年度 国民年金保険料のお知らせ

令和5年度分の定額保険料は、前年度より70円引き下げられて、月額1万6520円になります。

なお、付加保険料は従来どおり月額400円です。

国民年金保険料免除・納付猶予

国民年金制度は、20歳～60歳までの40年間加入し、保険料を納付することが必要ですが、所得の減少や離職などで経済的に納付が困難な場合、保険料の「免除・納付猶予制度」を利用してください。

保険料の免除には、「全額免除」「4分の3免除」「半額免除」「4分の1免除」があり、50歳未満の人については、納付が猶予される「納付猶予制度」があります。

免除・納付猶予申請は、申請月から2年1カ月前の月分までさかのぼって申請することができます。

▽免除は、申請期間に対応する本人、配偶者および世帯主の前年所得に基づきます。また、納付猶予は申請期間に対応する本人および配偶者の前年所得に基づきます。審査は、日本年金機構で行いますが、承認されない場合があります。

▽本人、配偶者および世帯主が離職などに該当する場合は、「雇用保険受給資格者証」または「離職票」などの写しを添付してください。

▽一部免除が認められても残りの保険料を納め忘れると未納扱いになり、年金受給資格期間には算入されません。一部免除が認められた残りの保険料は必ず納付してください。

▽一部免除期間の老齢基礎年金額は、全額を納めた場合に比べ減額されます。

また、「納付猶予」された期間は、老齢基礎年金の年金受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。

国民年金保険料学生納付特例

大学、短期大学、大学院、専門学校、専修学校など（専門・専修学校については、対象校にならない場合あり）の20歳以上の学生で、本人の申請年度の前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。

▽猶予期間は老齢基礎年金の受給資格期間に含まれますが、年金額には算入されません。

▽申請には、学生証（コピー可）・年金手帳、または基礎年金番号通知書を持参し、「学生納付特例申請書」に必要事項を記入して提出してください。

なお、年度ごとに申請が必要になりますので注意してください。

免除・納付猶予や学生納付特例を受けた期間中に障がいや死亡といった不慮の事態になった場合でも、受給資格があれば、障害基礎年金や遺族年金が支給されます。

また、免除や猶予などを受けた期間の保険料は、10年以内であればさかのぼって納めることができます（3年度目以降は、経過期間に応じた加算額が上乗せされます）。

マイナポータルで電子申請ができます。

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルアプリをダウンロードすることで、次の手続きがスマートフォンやパソコンで電子申請できます。操作手順などは、日本年金機構のホームページを確認してください。

・国民年金第1号被保険者に係る資格取得届
・国民年金第1号被保険者に係る種別変更届
・国民年金保険料免除・納付猶予申請
・国民年金保険料学生納付特例申請

申・問 総合窓口課年金担当
TEL 06・6992・1524
守口年金事務所
TEL 06・6992・3031

高齢者むけ、もりもり脳トレドリルVo.1にチャレンジしませんか？

期間中に高齢介護課から希望者に配布する「もりもり脳トレドリル」にチャレンジし、回答してくれた人の中から抽選でもり吉グッズをプレゼントします。

対 守口市民で60歳以上（申し込みは1人につき1回／期間中）

時 4月3日（月）～28日（金）

配 高齢介護課

申 高齢介護課で配布する脳トレドリルとアンケートに回答し、申込書を添えて高齢介護課まで郵送もしくは持参。

郵送 〒570－8666 守口市京阪本通2－5－5 「高齢介護課もりもり脳トレドリル係」宛

プレゼント配布方法…①全問正解者⇨先着10人にもり吉グッズをプレゼント ②①以外の人または全問正解者で先着10人にならなかった人⇨抽選でもり吉グッズをプレゼント。

当選者の発表は引換券の発送をもってかえさせていただきます。

当選者は引換券持参の上、市役所3階の高齢介護課（平日午前9時～午後5時30分）で、職員が確認後プレゼントと交換します。

問 高齢介護課
TEL 06・6992・1610

防火・防災教育を実施しましょう

消防法では一定規模以上の建物に対して、防火管理者を選任し、いざ火災や地震などの災害が起こった時に関係者が自主的に消火・通報・避難を迅速に行うことが出来るよう管理することが必要となっています。

4月は、社会人としてスタートする人や人事異動などで新たな勤務場所で勤務される人がおり、人事の配置が大きく変わります。今まで築いてきた自主防火・防災力を落とさないためにも次の項目について、施設の防火防災教育を行いましょう。

1、火災予防の基礎
2、作業等の安全管理
3、震災対策
4、各自の役割と責任
5、消防用設備等の取り扱い

火災を防止するためには消防署だけでなく、皆さんの協力が必要不可欠です。

定期的な教育や消防訓練の実施をお願いします。

問 守口市門真市消防組合消防本部 予防課
TEL 06・6906・1302

放置自転車の引き取りを

自転車の撤去は土・日、祝日も実施しています。

【2月撤去分】

保管期限 4月8日（土）
心当たりのある人は、早急に放置自転車大日保管所へお越しください。

TEL 06・6902・2340

返還時間 毎日午前10時～午後7時（ただし、年末年始の12月29日～1月3日を除く）

持 住所、氏名が確認できるもの、鍵、移送保管料（自転車2500円、原動機付自転車4千円）

注 移送日の前日までに警察署に盗難届が提出されているときは免除対象

問 都市・交通計画課
TEL 06・6992・1694

消費生活センターだより

『マルチ商法に注意しましょう』

【事例】

母がデイサービスセンターで知り合った人から勧誘されて高額な健康食品を購入している。誰かを勧誘すれば報酬が得られるマルチ商法のようだ。勧誘行為をしたくない母は退会して未使用の健康食品も返品したいと言うが、できるだろうか。

【アドバイス】

マルチ商法（連鎖販売取引）とは、商品やサービスの契約をして会員になり、新規会員を誘ったり商品などを販売すると利益が得られるとして、次々と連鎖して会員を集めることでピラミッド型に組織を拡大する商法です。

ネットワークビジネスなどとも呼ばれており、特定商取引法の連鎖販売取引として厳しく規制されています。

▼「利益が得られる」といった勧誘には乗らないようにしましょう。簡単に儲かることはあり得ません。
また、会員になって「必ず儲かる」と言って誰かを勧誘すると、違法性を問われる可能性があります。

▼友人などに勧誘されると断るのが難しいですが、即答は避けて安易に契約しないようにしましょう。

▼自分が勧誘者になると相手との人間関係が壊れたり、金銭トラブルになる恐れもあります。

▼次々と商品を購入し支払い困難になったり、「お金が無い」と契約を断ると借金を強要されたりするケースもあります。借金はきっぱりと断りましょう。

〈契約をやめたい場合〉

▼契約書を受け取った日または商品を受け取った日のどちらか遅い方から20日間以内であれば、クーリング・オフ制度により無条件で契約解除ができます。

▼クーリング・オフ期間が経過しても、中途解約で退会し商品を返品することができます。商品の返品要件は入会して1年を経過していないこと、商品受領後90日を経過していないこと、商品を再販売しておらず使用・消費していないことです。また、解約に伴う違約金の上限は返品する商品価格の10％です。

▼勧誘者から事実と違うことを告げられ、その内容が事実であると信じて契約した場合や、わざと事実を告げられずに契約した場合は、契約を取り消すことができます。

問 消費生活センター相談専用電話
TEL 06－6998－3600
時 9:00～16:30（平日のみ）
消費者ホットライン（土・日・祝日）
TEL 局番なし188　時 10:00～16:00

内 内容　時 日時　場 場所　対 対象　講 講師　演 演者　¥ 費用（無料の場合は掲載を省略しています）　定 定員　保 一時保育　持 持ち物
提 提出　配 配布　備 備考　注 注意事項　予 予約　申 申込・申請　問 問い合わせ　TEL 電話番号　0120 フリーダイヤル　FAX ファクス　✉ メール